

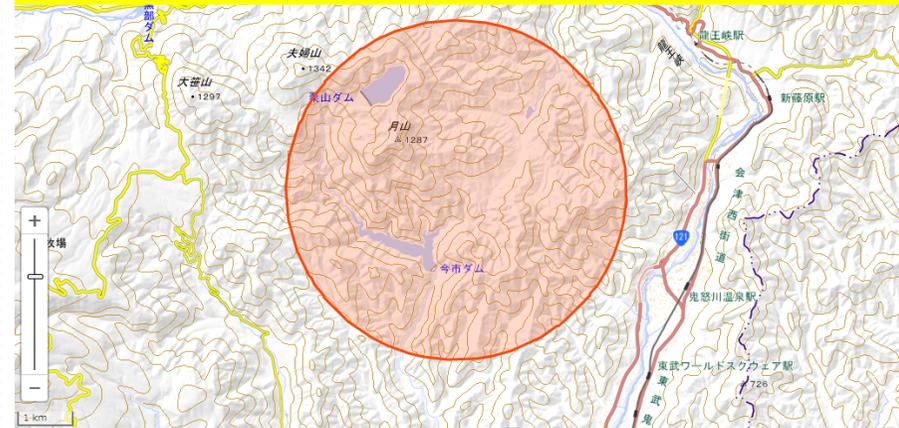
栃木県日光市小佐越地内で発生した林野火災について、航空法第132条による無人航空機の飛行禁止空域について以下のとおり国土交通大臣による指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和4年11月18日14時30分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和4年緊急用務空域 公示第1号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条第1項第1号の規定により緊急用務空域第1号を指定する。
 - A) 関係都道府県：栃木県（E項に詳述）
 - B) 開始：令和4年11月18日14時30分
 - C) 終了：別途通知するまで
 - D) 時間帯：日出 / 日没
 - E) 区域：北緯36度50分15秒、東経139度40分19秒から半径3kmの範囲（栃木県日光市）
 - F) 下限高度：地上
 - G) 上限高度：500 m

公示空域（栃木県日光市）

N:36°50'15" E:139°40'19"(36.83750000, 139.67194444)から半径3km



航空法第132条の3の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。